

ユネスコ文化局(Culture Sector: CLT)の活動

1. ユネスコ文化局の主な役割

(1) 世界の文化遺産の保護

- ・世界遺産の保護のための能力開発の強化
- ・無形文化遺産の認定と保護
- ・文化遺産の保護と修復
- ・文化的財産の保護

(2) 文化政策、文化産業、文化間対話の強化

- ・文化政策の開発
- ・文化間対話の促進
- ・文化産業と工芸の奨励

2. 事業例

(1) 世界遺産条約に基づく世界文化遺産及び世界自然遺産の保護(※世界遺産センター)

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護、保存するための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とする条約。各国は、国際的な観点から価値があると考える自国の遺産を推薦し、世界遺産委員会において価値や保存管理体制が認められれば登録が決定される。登録された世界遺産は、保全状況のモニタリングや必要に応じたユネスコへの報告等を通じた適切な保護が必要となる。

(2) ユネスコ・クリエイティブシティーズネットワーク事業

文学、映画、音楽、芸術などの分野において、都市間でパートナーシップを結び相互に経験・知識の共有を図り、またその国際的なネットワークを活用して国内・国際市場における文化的産物の普及を促進し、文化産業の強化による都市の活性化及び文化多様性への理解増進を図ることを目的とする。ユネスコの公募に応じた都市のうち事業の審査基準を満たすものが「ユネスコ・クリエイティブシティーズネットワーク」へ加盟認定される。公募は2年に1回行われ、次回は2021年となる見込み。

(参考)ユネスコ本部文化局に置かれている部署

(1) 文化遺産部

- ・有形文化遺産課
- ・無形文化遺産課
- ・国際基準課

(2) 芸術・文化事業部

- ・文化促進のための国際基金課
- ・美術、工芸、デザイン課
- ・文化事業、著作権課

(3) 文化政策・文化間対話部

- ・文化と開発課
- ・文化的多様性・文化間対話課
- ・歴史と文化課

(4) その他: 世界遺産センター

- ※独自の予算(ユネスコ総予算の1パーセント相当)、委員会(年1回)を持つ

情報・コミュニケーション局 (Communication and Information Sector: CI) の活動

1. ユネスコ情報・コミュニケーション局の主な役割

(1) 表現の自由に重点を置いた情報と知識のアクセスを通じた人々の能力強化

- ・表現の自由、報道の自由、ジャーナリストの安全の確保
- ・メディア開発の促進(デジタル技術、ジャーナリズム教育等)

(2) コミュニケーションの開発及び教育、科学、文化のための ICT の促進

- ・情報や技術へのユニバーサルアクセスの推進(OER 等)
- ・イノベーションやデジタル技術の発展(AI、Dx 等)
- ・記録物の保護及びアクセスの確保

2. 事業例

(1) 「世界の記憶」

世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とし、1992 年に開始された事業。国際諮問委員会(IAC)の勧告に基づきユネスコ事務局長が決定する国際登録のほか、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会(MOWCAP)等が決定する地域登録がある。現在、同事業の非政治化を実現するべく、加盟国政府の関与、審査プロセスの透明化、加盟国間で見解に相違のある申請案件への対応等を論点とする制度改善に関する議論が行われている。

(2) 万人のための情報(IFA:Information for All)計画

情報及び知識に対するアクセスに関する行動のための政策・ガイドラインを国際的に議論するため、特に6つの重点事項(①開発のための情報、②情報リテラシー、③情報倫理、④情報保存、⑤情報アクセス、⑥多言語使用)を定めそれぞれの作業部会で議論が行われている。

(参考)ユネスコ本部情報・コミュニケーション局(CI)に置かれている部署

(1) 表現の自由、民主主義、平和部

(2) コミュニケーション開発部

- ・メディアと社会課
- ・コミュニケーション開発課
- ・コミュニケーション開発国際プログラム(IPDC)事務局

(3) 情報社会部

- ・情報ストラクチャー課
- ・情報ポータル課
- ・情報アクセス・保存課
- ・資料センター

(※会議後、ご指摘を受けて一部記載を修正を加えております。)